

防犯カメラに関する条例比較表

参考資料 1

	杉並区	市川市	三鷹市	世田谷区
目的	<p>(目的) 第1条 この条例は、防犯カメラの設置及び利用に関し、基本原則及び必要な事項を定めることにより、防犯カメラの有用性に配慮しつつ、区民等の権利利益を保護することを目的とする。</p>	<p>(目的) 第1条 この条例は、公共の場所に向けられた防犯カメラの適正な設置及び利用に資するため、当該防犯カメラを設置するものの遵守すべき義務等を定め、もって当該防犯カメラの有用性に配慮しつつ、市民等の権利利益を保護することを目的とする。</p>	<p>(目的) 第1条 この条例は、公共の場所における防犯カメラの設置及び運用に関し必要な事項を定めることにより、市民等の権利利益を保護するとともに、安全で安心して暮らすことができるまちづくりに寄与することを目的とする。</p>	<p>(目的) 第1条 この条例は、公共の場所における防犯カメラの設置及び運用に関し必要な事項を定めることにより、区民等の権利利益を保護するとともに、すべての区民が安全で安心して生活することのできる地域社会を実現することを目的とする。</p>
定義	<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 防犯カメラ 犯罪の予防を目的として特定の場所に継続的に設置されるカメラ装置(犯罪の予防を従たる目的として設置されるものを含む。)で、画像表示装置及び録画装置を備えるものをいう。 (2) 画像 防犯カメラにより記録された画像であって、当該画像から特定の個人を識別することができるものをいう。</p>	<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 防犯カメラ 犯罪の予防を目的として特定の場所に継続的に設置されるカメラ装置であって、画像表示装置及び録画装置を備えるもの(設置されることにより犯罪の予防の効果を有するものを含む。)をいう。 (2) 画像 防犯カメラにより記録された画像であって、当該画像から特定の個人を識別することができるものをいう。 (3) 公共の場所 道路、公園、広場その他規則で定める公共の用に供する場所をいう。 (4) 市民等 本市に居住し、勤務し、若しくは通学し、又は本市に滞在し、若しくは本市を通過する者をいう。</p> <p>(公共の用に供する場所) 第2条 条例第2条第3号の規則で定める公共の用に供する場所は、次に掲げる場所とする。 (1) 市の公の施設並びに市の庁舎等の事務所及び事業所 (2) 道路に準ずる通路 (3) 鉄道の駅の自由通路</p>	<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 防犯カメラ 犯罪の抑止、犯罪の予防、犯罪の再発防止、犯罪発生後の事件の解明等を目的として設置する常設のカメラ装置及びその関連装置をいう。 (2) 公共の場所 道路、公園その他規則で定める多数の者が往来し、又は出入りする場所をいう。 (3) 市民等 三鷹市に居住し、通勤し、若しくは通学し、又は三鷹市に滞在し、若しくは三鷹市を通過する者をいう。 (4) 画像データ 防犯カメラの映像表示装置に表示され、又は録画装置に記録された画像のデータであって、当該データから特定の個人を識別することができるものをいう。</p> <p>(多数の者が往来し、又は出入りする場所) 第3条 条例第2条第2号の規則で定める多数の者が往来し、又は出入りする場所は、次に掲げる場所とする。 (1) 三鷹市が設置する施設 (2) 鉄道の駅の自由通路 (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が定める場所</p>	<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 防犯カメラ 犯罪の予防を目的として特定の場所に継続的に設置される撮影装置であって、撮影した映像を表示し、又は記録する機能を有するもの(犯罪の予防を副次的目的とするものを含む。)をいう。 (2) 画像 防犯カメラの映像表示装置により表示された画像であって、当該画像から特定の個人を識別することができるものをいう。 (3) 画像データ 防犯カメラの映像記録装置により記録された電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。)であって、防犯カメラの映像表示装置等を用いて画像として表示することにより特定の個人を識別することができるものをいう。 (4) 公共の場所 道路、公園、広場その他の規則で定める多数の者が往来し、又は出入りする場所をいう。 (5) 区民等 区内に居住し、若しくは滞在し、又は区内を通過する者をいう。</p> <p>(多数の者が往来し、又は出入りする場所) 第3条 条例第2条第4号の規則で定める多数の者が往来し、又は出入りする場所は、次のとおりとする。 (1) 道路 (2) 公園 (3) 広場 (4) 世田谷区が設置し、又は管理する施設 (5) 鉄道又は軌道の駅の自由通路</p>
基本原則	<p>(基本原則) 第3条 防犯カメラを設置し、又は利用するものは、区民等がその容ぼう・姿態をみだりに撮影されない自由を有することにかんがみ、防犯カメラの設置及び利用並びに画像の取扱い(以下「防犯カメラの設置等」という。)に関し、適正な措置を講ずるように努めるものとする。</p>			

<p>設置利用基準の届出</p>	<p>(設置利用基準の届出) 第4条 次に掲げるものが、道路、公園その他規則で定める多数の者が来集する場所に防犯カメラを設置しようとする場合には、規則で定めるところにより、防犯対象区域その他の防犯カメラの設置及び利用に関する基準を定め、これを区長に届け出なければならない。届出の内容を変更しようとするときも、同様とする。 (1) 杉並区 (2) 商店街振興組合法(昭和 37 年法律第 141 号)に基づく振興組合及び振興組合連合会並びに中小企業等協同組合法(昭和 24 年法律第 181 号)に基づく商店街協同組合 (3) 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 1 項に規定する地縁による団体 (4) その他規則で定めるもの</p> <p>条例第 4 条前段の規則で定める多数の者が来集する場所は、次に掲げる場所とする。 (1) 鉄道の駅のコンコース(自由通路の部分に限る。) (2) 一の建物(一の建物として大規模小売店舗立地法施行令(平成 10 年政令第 327 号)で定めるものを含む。)であって、その建物内の小売業(物品加工修理業を含む。以下同じ。)及び飲食店業を行うための店舗の用に供される床面積の合計が 3,000 平方メートルを超える施設 (3) 興行場法(昭和 23 年法律第 137 号)第 1 条第 1 項に規定する施設(※映画、演劇、音楽、スポーツ、演芸又は観せ物を、公衆に見せ、又は聞かせる施設)であって、入場者定員 500 人以上のもの (4) 杉並区(以下「区」という。)が設置する施設(地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条第 1 項に規定する公の施設として廃止した後、当該公の施設の設置の目的を達成するために行った事業と同種の事業の用に供するため、貸与する施設を含む。) (5) 区が行う学童クラブ事業及びグループ保育事業の実施場所 (6) 請求者識別カードによる請求に基づく住民票の写し等及び印鑑登録証明書の交付に係る端末機の設置場所 (7) 杉並区区有通路条例(平成 13 年杉並区条例第 55 号)第 2 条に規定する区有通路 (8) 子どもの遊戯又は地域住民のレクリエーションの場のうち別に定める場所 (9) 河川 (10) 杉並区公共溝渠条例(昭和 28 年杉並区条例第 13 号)第 2 条に規定する公共溝渠</p>	<p>(設置利用基準の届出等) 第 3 条 公共の場所に向けて防犯カメラを設置しようとするもので次に掲げるものは、防犯カメラの設置目的、防犯カメラにより犯罪を予防しようとする公共の場所の区域(以下「防犯対象区域」という。)その他規則で定める事項を記載した防犯カメラの設置及び利用に関する基準(以下「設置利用基準」という。)を定め、規則で定めるところにより、市長にこれを届け出なければならない。 (1) 市 (2) 市から事務又は事業の委託を受けた者及び地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者 (3) 自治会その他の地域的な共同活動を行う団体 (4) 商店会 (5) その他公共の場所に向けて防犯カメラを設置することが想定される規則で定めるもの 2 前項の規定による届出をしたものは、当該届出の内容を変更したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>(設置利用基準の届出等) 第 3 条 条例第 3 条第 1 項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。 (1) 画像の保存方法及び保存期間 (2) 画像の漏えい、滅失又はき損の防止その他の画像の安全管理のために必要な措置 (3) 苦情処理の手続 (4) 条例第 4 条第 1 項に規定する防犯カメラ管理責任者の選任 2 条例第 3 条第 1 項の規定による届出は、当該届出に係る防犯カメラを設置しようとする 10 日前までに、市川市防犯カメラ設置利用基準届(様式第 1 号)を市長に提出して行わなければならない。 3 条例第 3 条第 1 項第 5 号の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。 (1) 犯罪の予防に関する自主的な活動を行う団体 (2) 鉄道事業法(昭和 61 年法律第 92 号)第 7 条第 1 項に規定する鉄道事業者 4 条例第 3 条第 2 項の規定による届出は、同条第 1 項の規定による届出の内容を変更した日から 10 日以内に、市川市防犯カメラ設置利用基準変更届(様式第 2 号)を市長に提出して行わなければならない。</p>	<p>(防犯カメラの設置及び運用に関する基準等) 第 3 条 次に掲げるもので、公共の場所に防犯カメラを設置するもの(以下「防犯カメラ設置者」という。)は、規則で定めるところにより、防犯カメラの設置及び運用に関する基準を定め、市長に届け出なければならない。当該基準の内容を変更したときも、同様とする。 (1) 三鷹市 (2) 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項に規定する公の施設の指定管理者 (3) 商店会 (4) 地縁による団体(地方自治法第 260 条の 2 第 1 項に規定する地縁による団体をいう。)、町会、自治会、住民協議会その他これらに準ずる団体 (5) 鉄道事業法(昭和 61 年法律第 92 号)第 7 条第 1 項に規定する鉄道事業者 (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの</p> <p>(防犯カメラの設置及び運用に関する基準) 第 4 条 条例第 3 条に規定する防犯カメラの設置及び運用に関する基準は、次に掲げる事項について定めなければならない。 (1) 防犯カメラの設置目的に関すること。 (2) 防犯カメラの設置年月日に関すること。 (3) 防犯カメラ管理責任者の設置及び防犯カメラを取り扱う者の指定に関すること。 (4) 防犯カメラの設置場所及び撮影対象区域に関すること。 (5) 防犯カメラの機器構成に関すること。 (6) 防犯カメラの設置手続に関すること。 (7) 画像データの保管場所、保管方法、保管期間及び廃棄方法に関すること。 (8) 防犯カメラ設置の表示に関すること。 (9) 苦情の処理に関すること。 (10) 前各号に掲げるもののほか、防犯カメラの適切な管理及び運用に関すること。 (防犯カメラの設置及び運用に関する基準届等) 第 5 条 条例第 3 条の規定による防犯カメラの設置及び運用に関する基準の届出は、当該届出に係る防犯カメラを設置しようとする日の 14 日前までに、三鷹市防犯カメラの設置及び運用に関する基準届(様式第 1 号)により行わなければならない。 2 条例第 3 条の規定による防犯カメラの設置及び運用に関する基準の変更の届出は、当該届出に係る変更しようとする日の 14 日前までに、三鷹市防犯カメラの設置及び運用に関する基準変更届(様式第 2 号)により行わなければならない。 (防犯カメラの廃止届) 第 6 条 防犯カメラ設置者は、防犯カメラを廃止しようとするときは、三鷹市防犯カメラ廃止届(様式第 3 号)により市長に届け出なければならない。</p>	<p>(設置運用規約の届出等) 第 3 条 次に掲げるものは、公共の場所に防犯カメラを設置しようとするときは、規則で定めるところにより、防犯カメラの設置及び運用に関する規約(以下「防犯カメラ設置運用規約」という。)を定め、これを区長に届け出なければならない。当該防犯カメラ設置運用規約の内容を変更しようとするときも、同様とする。 (1) 世田谷区 (2) 商店街振興組合法(昭和 37 年法律第 141 号)に基づく商店街振興組合及び商店街振興組合連合会、中小企業等協同組合法(昭和 24 年法律第 181 号)に基づく事業協同組合(商店街に係るものに限る。)並びにこれらに準ずる団体 (3) 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 1 項に規定する地縁による団体 (4) 鉄道事業法(昭和 61 年法律第 92 号)第 7 条第 1 項に規定する鉄道事業者及び軌道法(大正 10 年法律第 76 号)第 4 条に規定する軌道経営者 (5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定めるもの</p> <p>(防犯カメラ設置運用規約) 第 4 条 条例第 3 条の防犯カメラの設置及び運用に関する規約(以下「防犯カメラ設置運用規約」という。)に定める事項は、次のとおりとする。 (1) 防犯カメラの設置目的に関すること。 (2) 防犯カメラの設置年月日に関すること。 (3) 防犯カメラの撮影対象区域に関すること。 (4) 防犯カメラの設置の表示に関すること。 (5) 防犯カメラの管理及び運用に関する責任者(以下「防犯カメラ管理責任者」という。)の設置及び指定に関すること。 (6) 防犯カメラの機器構成に関すること。 (7) 画像データの保管場所、保管方法、保管期間及び廃棄方法に関すること。 (8) 苦情の処理に関すること。 (9) 前各号に掲げるもののほか、防犯カメラの適切な管理及び運用に関し区長が必要と認めること。 (届出義務者) 第 7 条 条例第 3 条第 2 号のこれらに準ずる団体とは、商店会(商店街において小売業、飲食店業、サービス業等を営む者により組織される団体であって、商店街振興組合法(昭和 37 年法律第 141 号)又は中小企業等協同組合法(昭和 24 年法律第 181 号)に基づき法人格を付与されたもの以外のものをいう。)をいう。 2 条例第 3 条第 5 号の規則で定めるものは、主に区民により構成される犯罪の防止に関する自主的な活動を行う団体とする。</p>
------------------	---	--	--	--

	<p>(防犯カメラ設置利用基準)</p> <p>第4条 条例第4条前段の規定により届出義務者が防犯カメラの設置及び利用に関する基準に定めなければならない事項は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 防犯カメラの設置目的</p> <p>(2) 防犯対象区域</p> <p>(3) 防犯カメラ管理責任者その他の防犯カメラの管理に従事する者の指定</p> <p>(4) 画像の保存方法及び保存期間</p> <p>(5) 前号に掲げるもののほか、画像の安全管理措置</p> <p>(6) 苦情処理の手続</p> <p>第5条、第6条 略</p> <p>(条例第4条第4号の規則で定めるもの)</p> <p>第7条 条例第4条第4号の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 独立行政法人都市再生機構</p> <p>(2) 商店会</p> <p>(3) 犯罪の防止に関する自主的な活動を行う区民の団体</p> <p>(4) 鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第7条第1項に規定する鉄道事業者</p> <p>(5) 第3条第2号に規定する施設を設置している者及び当該施設において小売業及び飲食店業を行っている者又は当該施設を設置しようとする者及び当該施設を設置しようとする施設において小売業及び飲食店業を行おうとする者</p> <p>(6) 興行場法第2条の2に規定する営業者</p> <p>(7) 区から事務又は事業の委託を受けた者及び指定管理者(地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)</p> <p>(8) 第3条第4号括弧書に規定する施設において事業を営業者</p>			
<p>防犯カメラ取扱者の義務等</p>	<p>(防犯カメラ取扱者の義務等)</p> <p>第5条 前条の規定による届出の義務のあるもの(以下「届出義務者」という。)で防犯カメラを設置しようとするものは、その取り扱う防犯カメラの管理及び利用を適切に行わせるために、防犯対象区域ごとに防犯カメラ管理責任者を置かなければならない。ただし、自ら防犯カメラ管理責任者となる防犯対象区域については、この限りでない。</p> <p>2 届出義務者で防犯カメラを設置したものは、規則で定めるところにより、防犯対象区域ごとに、その見やすい場所に、防犯カメラ管理責任者の氏名、防犯カメラを設置している旨その他規則で定める事項を表示しなければならない。</p>	<p>(防犯カメラ管理責任者の設置等)</p> <p>第4条 前条の規定による届出の義務のあるもの(次項において「届出義務者」という。)は、防犯カメラの管理及び利用を適切に行わせるために、防犯対象区域ごとに防犯カメラ管理責任者を置かなければならない。</p> <p>2 届出義務者で防犯カメラを設置したもの(以下「防犯カメラ設置者」という。)は、防犯対象区域ごとに、当該防犯対象区域内の見やすい場所に防犯カメラを設置している旨並びに防犯カメラ管理責任者の氏名及び連絡先を表示しなければならない。</p>	<p>(防犯カメラ設置者の責務)</p> <p>第4条 防犯カメラ設置者は、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 防犯カメラの管理及び運用に関する責任者(以下「防犯カメラ管理責任者」という。)を置くこと。</p> <p>(2) 防犯カメラの撮影対象区域を明確にし、かつ、必要最小限の範囲とすること。</p> <p>(3) 防犯カメラの撮影対象区域の見やすい場所に、防犯カメラを設置している旨並びに防犯カメラ設置者の名称及び連絡先を表示すること。</p> <p>(4) 防犯カメラの管理及び運用に関する業務を外部に委託する場合は、この条例に規定する責務を受託者に遵守させること。</p>	<p>(防犯カメラ設置者の責務)</p> <p>第4条 前条各号に掲げるものは、公共の場所に防犯カメラを設置するに際しては、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 防犯カメラの設置目的を明確にすること。</p> <p>(2) 防犯カメラの撮影対象区域を明確にすること。</p> <p>(3) 防犯カメラの撮影対象区域内の見やすい場所に、防犯カメラを設置している旨及び防犯カメラ設置者(前条各号に掲げるものであって、現に公共の場所に防犯カメラを設置するものをいう。以下同じ。)の名称を表示すること。</p> <p>(4) 防犯カメラの管理及び運用に関する責任者(以下「防犯カメラ管理責任者」という。)を置くこと。</p> <p>(5) 防犯カメラの管理及び運用の業務を外部に委託する場合は、受託者にこの条例を遵守させること。</p>

秘密の保持・画像の提供	<p>第6条 届出義務者で防犯カメラを設置したもの及び防犯カメラ管理責任者(以下「防犯カメラ取扱者」という。)は、画像(当該防犯カメラにより記録されたものに限る。以下同じ。)から知り得た区民等の情報を他に漏らしてはならない。防犯カメラ取扱者でなくなった後においても同様とする。</p> <p>2 防犯カメラ取扱者は、次に掲げる場合を除き、画像を設置目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。</p> <p><u>(1) 画像から識別される特定の個人(以下「本人」という。)の同意がある場合</u></p> <p><u>(2) 法令に定めがある場合</u></p> <p><u>(3) 区民等の生命、身体又は財産に対する危険を避けるため、緊急かつやむを得ないと認められる場合</u></p> <p>3 防犯カメラ取扱者は、画像を保存する場合には、当該画像を加工してはならない。</p> <p>4 防犯カメラ取扱者は、画像の漏えい、滅失又はき損の防止その他の画像の安全管理のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>5 防犯カメラ取扱者は、本人から、当該本人が識別される画像の開示を求められたときは、本人に対し、当該画像を開示するよう配慮しなければならない。</p> <p>6 防犯カメラ取扱者は、その取り扱う防犯カメラの設置等に関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。</p>	<p>(防犯カメラ設置者等の義務)</p> <p>第5条 防犯カメラ設置者及び防犯カメラ管理責任者(以下「防犯カメラ設置者等」という。)は、設置利用基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 防犯カメラ設置者等又は防犯カメラ設置者等であったものは、画像から知り得た市民等の情報を他に漏らしてはならない。</p> <p>3 防犯カメラ設置者等又は防犯カメラ設置者等であったものは、次に掲げる場合を除くほか、画像を防犯カメラの設置目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。</p> <p><u>(1) 画像から識別される特定の個人(以下「本人」という。)の同意がある場合</u></p> <p><u>(2) 法令に基づく場合</u></p> <p><u>(3) 市民等の生命、身体又は財産に対する危険を避けるため、緊急やむを得ないと認められる場合</u></p> <p>4 防犯カメラ設置者等は、画像を保存する場合には、当該画像を加工してはならない。</p> <p>5 防犯カメラ設置者等は、画像の漏えい、滅失又はき損の防止その他の画像の安全管理のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>6 防犯カメラ設置者等は、本人から、当該本人が識別される画像の開示を求められたときは、本人に対し、当該画像を開示するよう配慮しなければならない。</p> <p>7 防犯カメラ設置者等は、その取り扱う防犯カメラの設置及び利用並びに画像の取扱いに関する苦情があったときは、それを適切かつ迅速に処理するよう努めなければならない。</p>	<p>(防犯カメラ管理責任者等の責務)</p> <p>第5条 防犯カメラ管理責任者及び防犯カメラを取り扱う者(以下「防犯カメラ管理責任者等」という。)は、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 第3条の規定により定める防犯カメラの設置及び運用に関する基準を遵守し、防犯カメラの適正な管理及び運用を図ること。</p> <p>(2) 画像データの録画、保管、廃棄、開示等の管理状況を記録しておくこと。</p> <p>(3) 画像データを加工しないこと。</p> <p>(4) 画像データの漏えい、滅失及び損傷の防止その他録画データの適正な管理のために必要な措置を講ずること。</p> <p>(5) 規則で定める保管期間を経過した画像データは、消去又は破砕により当該画像データで復元できないよう適切な処分を行うこと。</p> <p>(6) 画像データから知り得た市民等の情報を他に漏らさないこと。防犯カメラ管理責任者等でなくなった後においても、同様とする。</p> <p>(7) 次に掲げる場合を除き、画像データを設置目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供しないこと。</p> <p><u>ア 画像データから識別される特定の個人の同意があるとき。</u></p> <p><u>イ 法令に定めがあるとき。</u></p> <p><u>ウ 市民等の生命、身体又は財産に対する危険を避けるため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。</u></p> <p>(画像データの保管期間)</p> <p>第7条 条例第5条第5号に規定する規則で定める画像データの保管期間は、7日間とする。ただし、正当な理由がある場合は、この限りでない</p> <p>(画像データの開示)</p> <p>第6条 防犯カメラ管理責任者は、市民等から自己の画像データの開示を求められたときは、当該市民等に対し、必要と認められる範囲内で合理的な方法により、当該画像データを開示するよう配慮しなければならない。</p>	<p>(画像等の適正な管理等)</p> <p>第5条 防犯カメラ設置者、防犯カメラ管理責任者及び防犯カメラを取り扱う者(以下「防犯カメラ取扱者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 防犯カメラ設置運用規約を遵守し、防犯カメラの適正な管理及び運用を図ること。</p> <p>(2) 画像及び画像データ(以下「画像等」という。)から知り得た区民等の情報を他に漏らさないこと。防犯カメラ設置者、防犯カメラ管理責任者及び防犯カメラ取扱者でなくなった後においても同様とする。</p> <p>(3) 画像データを加工しないこと。</p> <p>(4) 規則で定める保管期間を経過した画像データは、消去又は記録媒体の破砕により復元することができないようにすること。</p> <p>(5) 次に掲げる場合を除き、画像等を防犯カメラの設置目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供しないこと。</p> <p><u>ア 画像等から識別される特定の個人の同意があるとき。</u></p> <p><u>イ 法令に定めがあるとき。</u></p> <p><u>ウ 区民等の生命、身体又は財産に対する危険を避けるため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。</u></p> <p>(6) 画像データの廃棄、提供等又は苦情の処理の状況について記録しておくこと。</p> <p>(7) 前各号に掲げるもののほか、画像等の漏えい、画像データの滅失及び損傷の防止その他の画像等の適正な管理のために必要な措置を講ずること。</p> <p>(保管期間)</p> <p>第8条 条例第5条第4号の規則で定める保管期間は、画像データとして記録された日から14日間(区長が正当な理由があると認める場合にあっては、区長が相当と認める期間)の範囲内において防犯カメラ設置者が定める期間とする。</p>
-------------	--	---	--	--

報告の徴収等	<p>(報告の徴収等) 第7条 区長は、必要があると認めるときは、防犯カメラ取扱者に対し、その取り扱う防犯カメラの設置等について報告を求めることができる。 2 区長は、前項の報告により、第4条、第5条第1項若しくは第2項又は第6条第1項、第2項、第3項若しくは第4項の規定に違反する行為があると認めるときは、当該防犯カメラ取扱者に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。</p>	<p>(指導又は勧告) 第6条 市長は、第3条第1項若しくは第2項、第4条第1項若しくは第2項又は前条第1項、第2項、第3項、第4項若しくは第5項の規定に違反したもの(以下「違反者」という。)に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべき旨の指導又は勧告をすることができる。 (質問又は報告) 第8条 市長は、第6条に規定する指導若しくは勧告又は前条の規定による違反事実の公表を行うときは、必要に応じ、当該職員をして関係人に質問させ、又は関係人から報告を徴させることができる。</p>	<p>(報告等) 第8条 市長は、必要があると認めるときは、防犯カメラ管理責任者に対し、その管理する防犯カメラの管理、運用等について報告を求めることができる。 2 市長は、前項の報告により、第4条又は第5条の規定に違反する行為があると認めるときは、当該防犯カメラ管理責任者に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置を採るべき旨を勧告することができる。</p>	<p>(勧告等) 第6条 区長は、必要があると認めるときは、防犯カメラ設置者又は防犯カメラ管理責任者に対し、その設置し、又は管理する防犯カメラの管理、運用等の状況について報告を求めることができる。 2 区長は、前項の規定による報告により前3条の規定に違反する行為があると認めるときは、当該防犯カメラ設置者に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置を講ずるよう勧告することができる。</p>
苦情の申立て	<p>(苦情の申立て) 第8条 区民等は、防犯カメラの設置等について、区長に対し、苦情を申し立てることができる。 2 区長は、前項の規定により苦情の申立てを受けたときは、適切かつ迅速に処理するものとする。 3 区長は、第1項の苦情の処理について必要があると認めるときは、杉並区情報公開・個人情報保護審議会の意見を聴くことができる。</p>	<p>(苦情の申出) 第9条 市民等は、防犯カメラ設置者が設置した防犯カメラの設置及び利用並びに画像の取扱いに関し苦情があるときは、その旨を市長に申し出ることができる。 2 市長は、前項の規定による苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速に処理するものとする。 3 市長は、第1項の規定による苦情の申出を処理する場合において、市民等から要請があったとき又は必要があると認めるときは、市川市個人情報保護審議会に対し意見を求めるものとする。</p>	<p>(苦情の処理) 第7条 防犯カメラ管理責任者は、防犯カメラの運用又は画像データの取扱いについて市民等から苦情があったときは、速やかに適切な措置を講じなければならない。 2 市民等は、防犯カメラ管理責任者が、前項の規定による苦情について適切な措置を講じなかったときは、市長に対し、苦情を申し出ることができる。 3 市長は、前項の規定による苦情の申出を受けたときは、速やかに適切な処理に努めなければならない。</p>	<p>(苦情の処理) 第7条 防犯カメラ設置者又は防犯カメラ管理責任者は、その設置し、又は管理する防犯カメラの設置、管理及び運用に関する区民等からの苦情があったときは、迅速かつ適切に処理するよう努めるものとする。 2 区長は、区民等から前項に規定する苦情(第3条から第5条までの規定に違反する行為に係るものに限る。)の処理に関して不服がある旨の申出があったときは、迅速かつ適切に処理するよう努めるものとする。</p>
公表	<p>(公表) 第9条 区長は、第7条第2項の勧告をした場合において、当該勧告を受けた者が、正当な理由なく、その勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。ただし、勧告を行ういとまがないと認められるときは、同項の規定にかかわらず、勧告を行わないでその旨を公表することができる。 2 区長は、毎年1回以上、第4条の規定による届出の状況、前条第1項の苦情の処理状況その他規則で定める事項を公表しなければならない。</p>	<p>(公表) 第7条 市長は、違反者が前条に規定する勧告に係る措置をとらなかったときは、当該違反者に意見を述べる機会を与えた上で、その事実を公表することができる。 (運用状況の公表) 第10条 市長は、毎年1回以上、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を公表するものとする。 (1) 第3条の規定による届出の状況 (2) 第6条に規定する指導又は勧告の状況 (3) 第8条の規定による質問又は報告の徴収の状況 (4) 前条第1項の規定による苦情の申出の状況 (市が設置した防犯カメラに係る画像の取扱い等) 第11条 市が設置した防犯カメラに係る画像の取扱いについては、第5条第2項から第6項までの規定にかかわらず、<u>市川市個人情報保護条例(昭和61年条例第30号)</u>に定めるところによる。 2 市による防犯カメラの設置及び利用については、この条例に定めるもののほか、<u>市川市個人情報保護条例</u>に定めるところによる。</p>		